

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 8 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：令和 8 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握（所定外労働の業務内容を洗い出し、問題点、実態調査を行う）
- 令和 6 年 8 月～ 社内検討委員会での検討開始（改善策と実施スケジュールの検討）
- 令和 6 年 11 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修会の実施
- 令和 7 年 3 月～ 会議での告知、書面・掲示板による職員への周知
- 令和 7 年 5 月～ 社内検討委員会での再検討開始（問題点、改善点の検討）
- 令和 7 年 8 月～ 仮）ノー残業デーの実施
- 令和 7 年 11 月～ 社内検討委員会での再々検討開始（問題点、改善点の検討）
- 令和 8 年 1 月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年 2 回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標 2：令和 8 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり 平均年間 11 日以上とする。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 6 年 8 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6 年 11 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 7 年 3 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始
- 令和 7 年 5 月～ 社内検討委員会での再検討、振り返り（6 年度の取得分析、問題点） 再度の取得促進を図る